

会長代理	それでは、ただ今から令和7年度第1回三重県建築審査会を開催します。 委員の皆様のご協力をお願いします。 まず、本日の審議の公開について、議題の審議に入る前に事務局から説明をお願いします。
三重県 (事務局)	それでは、ご説明します。 報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」につきましても、氏名等の記載を省略し、個人か法人のみの記載とし、住所表記につきましても市名若しくは町名までとさせていただきますので、全面公開が可能と考えます。
会長代理	事務局から説明がありましたが、皆さんいかがでしょうか。 それでは、「審議会等の会議の公開に関する指針」及び「三重県建築審査会の公開に関する指針」に基づき、公開とします。続きまして、傍聴人及び報道記者について事務局から報告をお願いします。
三重県 (事務局)	報告させていただきます。傍聴者、報道記者ともございません。
会長代理	今回は傍聴者がおりませんので、このまま審議に入りたいと思います。それでは審議に入りますので、議事次第に基づいて進めていきます。つづきまして、報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」の説明をお願いします。
三重県	<「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」の説明及び、代表事例5件の紹介>
会長代理	説明がありましたが、ご意見・ご質問などはありませんか。
委員	事例5について、既存不適格日影部分の時間とその領域を増やさないとという許可要件ですが、今回の増築により日影が増加しています。許可要件としてはこれで問題ありませんか。
三重県	今回の増築により5時間日影と3時間日影の領域が一部増えますが、増加した部分は法第56条の2第1項に適合しており、既存不適格日影部分については、時間とその領域が増えていないため許可要件に適合しています。
委員	事例1、3について、セットバックが必要となっていますが、道路状空地中心線はどのように決定されていますか。 また事例3について、敷地は法第42条第1項第1号道路に接していませんか。
三重県	道路状空地の中心は管理者と協議のうえ決定し、セットバック範囲は確定測量により決定し分筆しています。

事例3の敷地と法第42条第1項第1号道路との間に民地が介在しているため接していません。

会長代理 他によろしいでしょうか。では、包括同意基準の報告について終了します。

会長代理 これで本日の議題について予定通り終了しました。  
以上で令和7年度第1回三重県建築審査会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

以上